

「島根県公共工事共通仕様書 特記事項(令和4年度版)」

第1条(適用)

この島根県公共工事共通仕様書特記事項は、島根県の実施する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園工事、下水道工事、港湾工事、農業農村整備事業、治山事業、**林道事業**、**漁港・漁場整備事業**の工事、その他これらに類する工事の施工に適用し、島根県公共工事共通仕様書に優先するものとする。

第2条(追加仕様事項)

共通仕様書に対する追加仕様事項は下記のとおりとする。なお、この追加仕様事項による様式については、次の島根県ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/tokkijikouyousiki.doc からダウンロードすること。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-1	適用	3	契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、共通仕様書及び共通仕様書特記事項に優先する。
1	1	1	1-1-1-2	用語の定義	7	仕様書とは、各工事に共通する共通仕様書及び共通仕様書特記事項と各工事ごとに規定される特記仕様書を総称していう。
					25	書面とは、手書き、印刷物、情報共有システム、Eメール等による工事打合せ簿等の工事帳票をいい、発行年月日を記載したものを有効とする。ただし、工事打合せ簿、Eメール及び発注者が指定した書類は、署名又は押印(電子的処理がなされたものを含む。)されたものを有効とし、契約書類その他発注者が指示した書類は押印したものを有効とする。 なお、当初設計額2億円以上(税込)の工事においては、情報共有システムの利用を必須とする。
					37	同等以上の品質とは、共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書で指定する品質、又は共通仕様書特記事項若しくは特記仕様書に指定がない場合に監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質、又は監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	「設計図書の照査」に関しては、工事内容に応じて次の項目について照査を行うものとする。 なお、「設計図書の照査」の範囲を超える内容については、「島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案)」によるものとする。 (1) 施工上の基本条件 ・荷重、支持力、水位、仮締め切り等の条件 ・運搬路、迂回路、水路切廻し、ヤード確保の見通し ・工期を制約する現場条件の有無(用地取得状況、近接構造物、埋設物、支障物件など) ・環境対策の要否 (2) 関連機関との調整 ・河川、道路、鉄道、公安委員会、漁協等との調整状況 ・地元及び地権者との調整状況 ・保安林、埋蔵文化財等の調整状況 (3) 貸与資料 ・地質調査報告書、追加調査の必要性 ・地盤判定に必要な資料 ・測量成果(基準点、水準点、平面、縦断、横断、用地) (4) 地盤条件 ・追加調査の必要性 (5) 地形及び施工条件 ・用地境界 (6) 現地踏査 ・埋設物、支障物件、周辺施設との近接状況等の把握

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																													
1	1	1	1-1-1-3	設計図書の照査等	2	(7)設計図 ・一般図(必要な項目の記載) ・構造図の基本寸法、座標値、高さ関係の照合 ・各設計図の整合 ・使用材料の明記 ・設計計算書の結果が正しく図面に反映されているか (8)数量計算書 ・数量計算に用いた記号、寸法の図面との一致																																													
1	1	1	1-1-1-4	施工計画書	1	受注者が、施工計画書に記載しなければならない事項の標準的内容については、下記のとおりとする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">記載事項</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事概要</td> <td>工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容</td> </tr> <tr> <td>計画工程表</td> <td>曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成</td> </tr> <tr> <td>現場組織表</td> <td>現場の組織、編成、命令系統、業務分担</td> </tr> <tr> <td>指定機械</td> <td>設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、メーカー名、形式、台数、使用工種等</td> </tr> <tr> <td>主要船舶・機械</td> <td>設計図書で指定されていない使用機械</td> </tr> <tr> <td>主要資材</td> <td>指定材料、主要材料、材料試験方法</td> </tr> <tr> <td>施工方法</td> <td>主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容</td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">施工管理</td> <td>工程管理</td> <td>実施工程の手法・管理方法</td> </tr> <tr> <td>品質管理</td> <td>品質管理計画表</td> </tr> <tr> <td>写真管理</td> <td>写真管理計画表</td> </tr> <tr> <td>出来形管理</td> <td>出来形管理計画表</td> </tr> <tr> <td>段階確認</td> <td>段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表</td> </tr> <tr> <td>安全管理</td> <td>安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針</td> </tr> <tr> <td>安全訓練の活動計画</td> <td>安全教育、安全訓練の実施計画</td> </tr> <tr> <td>緊急時の体制及び対策</td> <td>事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告</td> </tr> <tr> <td>交通管理</td> <td>交通管理、交通処理、過積載防止</td> </tr> <tr> <td>環境対策</td> <td>大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策</td> </tr> <tr> <td>現場作業環境の整備</td> <td>現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策</td> </tr> <tr> <td>再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法</td> <td>再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画</td> </tr> <tr> <td>現場環境改善の実施内容</td> <td>特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知</td> </tr> </tbody> </table>	記載事項	内容	工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容	計画工程表	曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成	現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担	指定機械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、メーカー名、形式、台数、使用工種等	主要船舶・機械	設計図書で指定されていない使用機械	主要資材	指定材料、主要材料、材料試験方法	施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容	施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法	品質管理	品質管理計画表	写真管理	写真管理計画表	出来形管理	出来形管理計画表	段階確認	段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表	安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針	安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画	緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告	交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止	環境対策	大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策	現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画	現場環境改善の実施内容	特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象	その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知
記載事項	内容																																																		
工事概要	工事名、道川港名等、工事場所、工期、請負代金額、発注者、工事内容																																																		
計画工程表	曲線式工程表、ネットワーク・バーチャート等で作成																																																		
現場組織表	現場の組織、編成、命令系統、業務分担																																																		
指定機械	設計図書で指定されている機械・監督職員が必要と認めた機械、機種、メーカー名、形式、台数、使用工種等																																																		
主要船舶・機械	設計図書で指定されていない使用機械																																																		
主要資材	指定材料、主要材料、材料試験方法																																																		
施工方法	主要工種毎の作業フロー、施工方法、使用機械、仮設備の構造配置、仮設建物、材料の保管方法、機械等の仮置き場、プラント等の機械設備、運搬路、仮排水、安全管理に関する仮設備、指示、承諾、協議事項の予定内容																																																		
施工管理	工程管理	実施工程の手法・管理方法																																																	
	品質管理	品質管理計画表																																																	
	写真管理	写真管理計画表																																																	
	出来形管理	出来形管理計画表																																																	
段階確認	段階確認計画表、品質証明(社内検査)計画表																																																		
安全管理	安全管理体制、安全対策、安全巡視の実施方法、安全活動方針																																																		
安全訓練の活動計画	安全教育、安全訓練の実施計画																																																		
緊急時の体制及び対策	事故発生時の連絡系統図、対応策、災害発生時の体制、異常気象等の防災対策、事故報告																																																		
交通管理	交通管理、交通処理、過積載防止																																																		
環境対策	大気汚染、水質汚濁、振動・騒音対策																																																		
現場作業環境の整備	現場作業環境に関する仮設、安全、営繕対策																																																		
再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書、建設汚泥再利用計画書、建設廃棄物処理計画書、建設発生木材運搬処理計画																																																		
現場環境改善の実施内容	特記仕様書で「現場環境改善の実施内容」を規定した工事を対象																																																		
その他	契約図書及び監督職員の指示で、施工計画書に記載を必要とするもの、官公庁等の手続き一覧(警察署、労働基準監督署、道路管理者等)、地元への周知																																																		

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	<p>受注者は、下請負人については県内業者（県内に主たる営業所を有する者）を使用するものとする。</p> <p>ただし、当該発注工事場所を管轄する県土整備事務所（局）長と前年度の冬期の除雪業務に関して契約を締結した準県内業者については、県内業者と見なすことができるものとする。</p> <p>なお、適切に施工できる県内業者がない特殊な工事やむを得ず県外業者と下請負契約する場合は、その理由の詳細を書面（様式－1）で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p>注）準県内業者を県内業者と見なす場合には、前年度の冬期の除雪業務に関する契約書の写しを添付すること。</p>
1	1	1	1-1-1-12	調査・試験に対する協力	7	<p>「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第16条に基づき、次の事項を義務付けることとする。</p> <p>(1)受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき、下請負人の協力を得て必要書類の作成を行い、竣工後の発注者の指定する期日（概ね2ヶ月以内）までに発注者に提出しなければならない。</p> <p>なお、調査票等については、次の島根県ホームページ (https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.html)からダウンロードすること。</p> <p>(2)受注者は、「島根県工事コスト調査実施要領」に基づき提出された資料内容について、発注者からヒアリングを求められた場合、ヒアリング調査に応じなければならない。この場合において、受注者は下請負人についてもヒアリングに参加させるものとする。</p> <p>(3)受注者は、「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領（案）」及び「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領（案）」の定めるところにより、コンクリート構造物の強度測定及びかぶり測定を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。</p> <p>(4)受注者は、請負契約約款第45条に規定する瑕疵担保期間中、「低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領」の定めるところにより、年1回現場調査を行い、発注者に報告を行わなければならない。</p>
1	1	1	1-1-1-17	工事現場発生品	追-1	現場発生品調書は、現場発生品が有価物である場合のみ提出すること。
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	4,5,6,7	<p>受注者は、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無に関わらず、請負金額100万円以上の場合、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」（（一財）日本建設情報総合センター）に、当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムにより「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>また、受注者は、工事完了後速やかに、同システムにより「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し監督職員に提出すること。</p> <p>なお、同システムを使用し難い場合には、監督職員と協議すること。</p>
1	1	1	1-1-1-18	建設副産物	追-1	<p>島根県内の最終処分場に搬入する建設廃棄物については、産業廃棄物の処理に係る税（島根県産業廃棄物減量税）が課税されるので適正に処理しなければならない。</p>
					追-2	<p>1. 舗装版の切断作業を行う場合、作業時に発生する排水または粉塵については、水質汚濁の防止等のため回収を義務づける場合を除き、回収に努めるものとする。</p> <p>なお、排水または粉塵を回収し現場外へ搬出し処理する際には、適正な処理を行う必要があるため、排水は産業廃棄物の「汚泥」として、粉塵は産業廃棄物の「がれき類」として処理施設へ処理しなければならない。</p> <p>2. 舗装版切断時に発生する排水または粉塵を回収する場合、「建設廃棄物処理計画書」（様式－2）を作成し、施工計画書に添付しなければならない。</p> <p>なお、排水または粉塵を回収した場合の処理費用については、当初計上していない場合、監督職員との協議の上、設計変更で見込むものとする。</p>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-23	施工管理	8	<p>デジタル工事写真の黒板情報電子化について デジタル工事写真の黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。)は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。 受注者は、電子黒板を使用する場合、監督職員の承諾を得なければならない。なお、承諾にあたっては、以下の導入要件を満足するものでなければならない。</p> <p>【導入要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)は、受注者が選定し自らの負担で調達する。 導入できる使用機器は、写真管理基準「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものとし、下記URL記載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照とする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものでない。 URL「https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html」 電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の電子納品については、JACICが提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出提示するものとする。 その他、国土交通省大臣官房技術調査課通達の「デジタル工事写真の黒板情報電子化について(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)」の運用に準ずる。
1	1	1	1-1-1-26	工事中の安全確保	8	<p>受注者は、当該工事の内容に応じた安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。この研修・訓練等に割当てる時間は、月当たり1回で半日以上、又は、月当たり数回に分けて実施する場合はその合計時間が4時間以上であること。</p>
					11	<p>受注者は、施工中の工事に関し労働基準監督署等から指導票や是正勧告書等が交付された場合は、速やかに発注者に報告するものとする。また、交付された指導票や是正勧告書等に対する改善が終わった場合にも、発注者に報告するものとする。</p>
					追-1	<p>受注者は、土石流または「冬期間における土石流、融雪出水、雪崩、土砂崩れ等(以下『雪崩等』という。)」の到達するおそれのある現場においては、下記の事項に留意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 工事の施工に当たり、十分な資料収集を行い、工事内容を踏まえた安全対策を検討しなければならない。 安全対策費が別途必要となる場合は、監督職員と協議しなければならない。 安全対策に資する資料及び安全対策費(安全費)に関しては、「土石流の到達するおそれのある現場での工事に関する特記仕様書」によるものとする。 雪崩等の危険を予知した場合等においては、ただちに作業を中止し、作業員を安全な場所に退避させなければならない。 雪崩等の危険が相当期間続くと予想され、工事の継続が困難と判断した場合は、一時中止、工期延期、追加防災対策等を協議しなければならない。 工事完成届けを発注者に通知してから工事目的物の引き渡しをするまでの間に雪崩等への対応が必要と判断した場合は、島根県公共工事請負契約約款第55条に基づき協議しなければならない。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-30	環境対策	8	騒音規制法第3条の規定に基づき定められた地域(昭和62年3月17日付け島根県告示第312号)において使用する建設機械については、国土交通省が定めた「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械を用いるものとする。 なお、規制地域を表示した図面は、 島根県環境生活部環境政策課、関係保健所及び関係市役所 に備え置いてある。 注)現在、町村の区域については指定された規制区域はなし。
					追-1	受注者は、河川工事等により流水の汚濁が予想される場合は、水質汚濁防止法を遵守し、汚濁の量、期間が最小限となるよう努めなければならない。
					追-2	下記に示す工種については、六価クロム溶出試験(及びタンクリーチング試験)を実施し、試験結果(計量証明書)を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案)によるものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-32	交通安全管理 (3-1-1-12から移動)	3 追加	<p>「道路工事等保安施設記録簿」(島根県公共工事共通仕様書様式第65号)は、監督職員の承諾を得て他の様式に変更することができる。</p> <p>警備業者との委託契約ができない場合で、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合は、以下によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自社従業員[※]による交通誘導を行う場合の条件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所(交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所)であること。 (2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。 (3) 交通誘導業務に従事する時間内は、専任により当該業務に従事すること。 (4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。 <p>※自社従業員…受注者(元請け)の従業員。下請けの従業員は該当しない。</p> 2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提示 <p>自社従業員による交通誘導を行おうとする場合は、監督職員と協議し、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提示すること。</p> <p>なお、島後地区(隠岐の島町)においては1社以上とし、島前地区(海士町、西ノ島町、知夫村)においては不要とする。</p> 3. 交通誘導員の配置計画の提出 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出すること。 (2) 配置計画に変更が生じた場合は、変更理由を付して変更の配置計画を提出すること。 (3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載すること。 4. 実績の報告 <p>交通誘導業務に従事した日時(時間帯)及び配置場所を記載した日報^(※1)、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真^(※2)を提出すること。</p> <p>※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人の確認印を押印したもの)</p> <p>※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真</p> 5. その他 <p>交通誘導の作業が連動する(分離不可の作業)一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法に違反するので、行ってはならない。</p> <div style="text-align: center;"> <p>図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可</p> </div>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1	1	1-1-1-35	官公庁等への手続等	追加	<p>内水面漁業協同組合と工事内容の確認等が必要な場合は下記による。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、工事着手前に漁業組合長等と様式-3により工事内容の確認を行わなければならない。 2. 受注者は、前項において説明・現地確認を求められたときには、速やかにこれに応じなければならない。 3. 受注者は、第1項又は第2項の確認をしたときには、組合長より回答書を得なければならない。 4. 受注者は、第1項又は第2項の確認がなされたときには、その旨監督職員に報告しなければならない。 5. 受注者は、第1項又は第2項の確認が不調に終わったときには、その旨監督職員に報告し、指示を受けなければならない。 6. 受注者は、工事が完了したときには、様式-4により工事完了届けを組合長に提出しなければならない。
1	1	1	1-1-1-37	工事測量	1	<p>測量結果については、設計図書、貸与資料等と差違がない場合は提出の必要はない。</p>
					追加	<p>刈払いを行う場合は、切り口を低くし、かつ、平滑になるようにして作業の安全を確保すること。</p>
1	1	1	1-1-1-42	公共工事等における新技術活用の促進	追-1	<p>1. 受注者は当該工事における、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の適用について検討を行うこと。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術の情報は以下に掲載している。 https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shimane_hatsu/hayami_hyo.html</p> <p>2. 検討の結果、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用することが有用と思われる場合は、監督職員と協議すること。 なお、「しまね・ハツ・建設ブランド」対象技術を使用した場合、工事成績評定の加点対象とする。</p>
					追-2	<p>「しまね・ハツ・建設ブランド」における「実証フィールド工事対象技術」を使用する場合は、フィールド工事報告書の施工者欄に検証項目に対する評価等を記入し、発注者へ提出すること。</p>
1	1	1	1-1-1-45	県内産資材の使用	追-1	<p>生コンクリート類、アスファルト混合物類、砕石類、コンクリート二次製品資材については適切な品質が確保できない場合を除き、県内産を使用するものとする。これ以外の資材についても原則として県内産を使用するものとする。</p>
					追-2	<p>県内で生産されていない資材を使用する場合は、原則として県内の取扱業者から購入した資材を使用するものとする。</p>
					追-3	<p>受注者は、「島根県公共工事共通仕様書」の参考様式『施工計画書 主要資材一覧表』に、使用資材全てについて製造会社(販売会社)の所在地等を記入のうえ施工計画書に添付しなければならない。また、やむを得ず県内産資材を使用できない場合は、その理由の詳細を書面(様式-1)で提出のうえ監督職員の確認を受けなければならない。</p>
1	1		追加	主任技術者		<p>受注者が施工途中の主任技術者及び監理技術者を変更できるのは、病休、死亡又は退職等の極めて特別な場合に限るものとする。</p>


【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	監督体制の強化等		<p>「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第4条に基づく低入札価格調査制度における調査基準価格を下回る価格で請負する工事については、受注者は「島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領」第15条に基づき発注者が行う「監督体制の強化等」として下記措置に応じるものとする。</p> <p>(1) 施工体制台帳の内容聴取 (2) 施工計画書の内容の聴取 (3) 重点的な監督業務の実施 (4) 労働安全部局との連携 (5) 中間検査の実施 (6) 下請業者への適正な支払確認等のための立入検査</p>
1	1		追加	別に配置を求める技術者		<p>1. 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査対象工事となる場合については、落札者に県又は国土交通省中国地方整備局発注の工事において前年度中に完成した工事があり、当該工事において、75点未満の工事成績評定を通知された者であるときは、配置予定技術者のほか同等の要件を満たす技術者を1名現場に専任(当該工事の現場代理人、他の工事との兼務は認めない。)で配置(落札者が特別共同企業体の場合は、代表者に対してのみ求めるものとする。)し工事品質の確保を図るものとする。なお、増員する技術者は、引き続き3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にある者とする。</p> <p>2. 現場専任での技術者配置を要しない低入札価格調査対象工事についても、前項規定を準用するものとする。</p>
1	1		追加	主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について		<p>1. 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打ち合わせにおいて定めるものとする。</p> <p>2. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「竣工検査済証」等における日付)とする。</p>
1	1		追加	ダンプトラック運搬やガードマン等の契約について		<p>1. ダンプトラックによる土砂運搬、建設機械の運搬、及びガードマン派遣等の建設工事の下請契約に該当しない委託契約にあたっては、原則、受注者は島根県内に本店、支店又は営業所等を有し県内雇用を行っている企業との契約の優先に努めるものとする。</p> <p>2. 前項に係る委託契約を行った場合は、県内企業、県外企業に関わらずすべての契約について、施工体制台帳等を発注者に提出するものとする。</p>
1	1		追加	貴重動植物への配慮		<p>受注者は、工事施工箇所が「改訂しまねレッドデータブック」に記載のある貴重種の存在が確認されている、若しくは文献等により貴重種の存在の可能性がある場合は、施工計画立案にあたり事前に監督職員と打ち合わせ又は指示を受けなければならない。</p>
1	1		追加	石綿障害予防規則の施行に伴う成形板等の飛散しにくい建材への対応公共工事に伴う石綿の飛散防止の徹底について		<p>受注者は、石綿(アスベスト)関連法等に基づき、解体、撤去、切断等の工事を行う場合、工事着手に先立ち、工事対象物(建築物及び工作物)に石綿が含まれているかの調査(事前調査)を実施し、その結果を発注者に報告しなければならない。ただし、国による調査等で使用されていないことが確認されている施設の場合を除く。</p> <p>なお、石綿障害予防規則に基づき解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を受注者が実施する場合の費用については、監督職員と協議の上、設計変更で計上するものとする。</p> <p>また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。</p>
1	1		追加	県産木材利用の推進について		<p>受注者は、「島根県木材利用率先計画」(平成2231年124月島根県策定)に基づき公共工事での県産木材の着実な使用を確保するため、本工事で整備する土木構造物(仮設構造物含む)において積極的に県産木材を使用するよう努めるものとする。</p>

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	工事完了時における安全確認について	【農業農村】	工事完了時に施工区域の状況を確認し、第三者に対しての安全対策が必要と判断される箇所を図面に明示した上で、引渡書に添付して提出するものとする。
1	1		追加	過積載防止対策		<ol style="list-style-type: none"> 1. 積載重量制限を超えて土砂等、鋼材、資材及び建設機械を積み込まず、また積み込ませてはならない。 2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませてはならない。 3. 過積載車両、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにしなければならない。 4. 取引関係のあるダンプカー事業者等が過積載を行い、又はさし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じなければならない。 5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等に当たって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにしなければならない。 6. 鋼材、資材及び建設機械の運搬にあたり、車両制限令における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。 7. 監督職員が行う過積載に関する現場点検や、写真及び帳簿等の記録書類の確認等の調査に協力しなければならない。 8. 以上のことについて、対応策を施工計画書に記載するとともに、下請業者にも十分指導しなければならない。
1	1		追加	技術提案		総合評価方式による入札の場合、「評価する」とされた技術提案については、施工計画書に反映させること。また、竣工時には実施報告書を提出すること。
1	1		追加	1日未満で完了する作業の積算について		<ol style="list-style-type: none"> 1. 建設工事積算基準第 I 編「総則」第12章「1日未満で完了する作業の積算」(以下、「当該基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。 2. 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、当該基準の適用について協議の発議を行うことができる。 3. 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、当該基準は適用しない。 4. 受注者は、協議に当って、当該基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料(日報、実際の費用が分かる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用が分かる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、当該基準は適用しない。 5. 維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、同積算基準第 I 編第8章「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、当該基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、当該基準を適用しない。 6. 同積算基準第 I 編第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、当該基準「3. 判定方法(3)判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、各地区とする。
1	1		追加	熱中症対策に係る現場管理費補正について		<ol style="list-style-type: none"> 1. 土木部(建築住宅課を除く)及び農林水産部が所管する建設工事のうち、以下の工事を対象とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 主たる工種が屋外作業である工事 (2) 道路、河川等の維持管理業務委託 (3) ただし、工場製作工を含む工事は当該期間を工期から除く。 2. 受注者は、本補正の実施を希望する場合、契約後の施工計画書の提出時、「(18)その他」に本補正の実施希望の有無、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載し、提出するものとする。 3. 受注者は、施工計画書に基づき、計測結果の資料を提出するものとする。 4. 建設工事積算基準第 I 編「総則」第11章「施工箇所が点在する工事の積算」を適用して積算する場合、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

【第1編 共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
1	1		追加	アンケート調査		<p>受注者は、竣工検査までにアンケート調査に回答すること。回答方法については、しまね電子申請サービスによることとし、【申込完了】画面の写しを監督職員に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターネット側PC用直接リンクURL https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=7399 ・スマートフォン用2次元バーコード 
<p>(参考) 要領等の掲載ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県公共工事請負契約約款に係る設計・契約変更の手引き(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sekisan/sekisan.data/sekkeikeiyakutebiki.pdf ・島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/youkou.html ・島根県建設工事低入札価格調査制度実施要領 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/teinyusatu_jisshiyouryou.pdf ・島根県工事コスト調査実施要領 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/130401kosutotyousayouryou.pdf ・微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/bihakaiksikenH20_3_5.pdf ・非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びびかぶり測定要領(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/kaburisokuteiH20_3_5_.pdf ・低入札価格工事に係る瑕疵担保期間中の現場調査及び報告要領 https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/bid/seido/seido_doboku/teinyusatu-tyosa.data/kasitanpo_genbatyosa.pdf ・セメント及びセメント系固化工材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領(案) https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousho/index.data/rokka-chromium.pdf ・改訂しまねレッドデータブック https://www1.pref.shimane.lg.jp/contents/rdb/rdb2/index.html ・島根県木材利用率先計画(H31.4D) https://www1.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/ringyo/mokuzai/koukyoukentikubututoumokusairiyousokushin.data/31sossenkeikaku.pdf 						

【第3編 土木工事共通編 第1章 総則 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項
3	1	1	3-1-1-12	交通安全管理	4	<p>「道路工事等保安施設記録簿」(島根県公共工事共通仕様書様式第65号)は、監督職員の承諾を得て他の様式に変更することができる。</p> <p>追加</p> <p>警備業者との委託契約ができない場合、やむを得ず自社従業員による交通誘導を行う場合は、以下によること。</p> <p>1. 自社従業員[※]による交通誘導を行う場合の条件</p> <p>(1) 交通誘導を行う箇所が、公安委員会告示により認定された路線以外の箇所(交通誘導警備員Aの配置を要しない箇所)であること。</p> <p>(2) 交通誘導を行う自社従業員は、警備業法第14条で規定する以外の者であること。</p> <p>(3) 交通誘導業務に従事する時間内は、専任により当該業務に従事すること。</p> <p>(4) 交通誘導を行う自社従業員は、反射チョッキや交通腕章等を着用することにより、他者が交通誘導員として認識できるようにすること。</p> <p>※自社従業員…受注者(元請け)の従業員。下請けの従業員は該当しない。</p> <p>2. 警備業者との委託契約ができないことを証明する書類の提出</p> <p>—自社従業員による交通誘導を行おうとする場合は、監督職員と協議し、3社以上の警備業者との委託契約ができないことを証明する書類を提出すること。</p> <p>—なお、島後地区(隠岐の島町)においては1社以上とし、島前地区(海士町、西ノ島町、知夫村)においては不要とする。</p> <p>3. 交通誘導員の配置計画の提出</p> <p>(1) 交通誘導業務の着手前に交通誘導員の配置計画を提出すること。</p> <p>(2) 配置計画に変更が生じた場合は、変更理由を付して変更の配置計画を提出すること。</p> <p>(3) 受注者が「交通誘導に起因し第三者に与えた損害」について補償ができる保険に加入しているか、その有無を配置計画に記載すること。</p> <p>4. 実績の報告</p> <p>—交通誘導業務に従事した日時(時間帯)及び配置場所を記載した日報^(※1)、及び交通誘導業務に従事した状況を確認できる写真^(※2)を提出すること。</p> <p>※1…主任技術者(主任技術者の専任を要しない工事は現場代理人)の確認印を押印したもの</p> <p>※2…配置状況を確認できる1日1枚以上の写真</p> <p>5. その他</p> <p>—交通誘導の作業が連動する(分離不可の作業)一連の区間内において、自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は、労働者派遣法に違反するので、行ってはならない。</p> <p>図のように自社従業員と警備業者との混在による交通誘導は不可</p>

【第3編 土木工事共通編 第2章 一般施工 関係】

編	章	節	条	見出し	項	追加仕様事項																																			
3	2	3	3-2-3-9	区画線工	追加	<p>区画線の施工は、下表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">トラフィックペイント</th> <th>施工厚</th> <th colspan="2">塗布量(100㎡当たり標準量)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>規格</th> <th>(標準)</th> <th>トラフィックペイント</th> <th>ガラスビーズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>溶融用</td> <td>JIS K5665 3種1号</td> <td>1.5mm</td> <td>380kg</td> <td>17kg</td> <td rowspan="3">ロス含んだ量</td> </tr> <tr> <td>加熱用</td> <td>JIS K5665 2種</td> <td></td> <td>47L</td> <td>39kg</td> </tr> <tr> <td>常温用</td> <td>JIS K5665 1種</td> <td></td> <td>33L</td> <td>26kg</td> </tr> </tbody> </table>	トラフィックペイント		施工厚	塗布量(100㎡当たり標準量)		備考	種別	規格	(標準)	トラフィックペイント	ガラスビーズ	溶融用	JIS K5665 3種1号	1.5mm	380kg	17kg	ロス含んだ量	加熱用	JIS K5665 2種		47L	39kg	常温用	JIS K5665 1種		33L	26kg								
トラフィックペイント		施工厚	塗布量(100㎡当たり標準量)		備考																																				
種別	規格	(標準)	トラフィックペイント	ガラスビーズ																																					
溶融用	JIS K5665 3種1号	1.5mm	380kg	17kg	ロス含んだ量																																				
加熱用	JIS K5665 2種		47L	39kg																																					
常温用	JIS K5665 1種		33L	26kg																																					
3	2	3	3-2-3-25	銘板工	追加	<p>銘板への技術者名の記載については、設計・施工会社等の希望があり、本人の了解が得られた技術者のみとする。</p>																																			
3	2	6	3-2-6-3	アスファルト舗装の材料	2	<p>アスファルト混合物の事前審査制度の事前審査で認定された加熱アスファルト混合物を使用する場合は、事前に認定証(認定証、混合物総括表)の写しを監督職員に提出するものとし、アスファルト混合物及び混合物の材料に関する品質証明、試験成績表の提出及び試験練りは、省略できるものとする。この場合「品質管理基準」は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>試験区分</th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> <th>試験基準</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">アスファルト舗装</td> <td rowspan="2">材料</td> <td>必須</td> <td>「土木工事施工管理基準」の全項目</td> <td>「土木工事施工管理基準」による</td> <td>事前審査</td> <td>認定書の提出</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>「土木工事施工管理基準」の全項目</td> <td>「土木工事施工管理基準」による</td> <td>事前審査</td> <td>認定書の提出</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">プラント</td> <td rowspan="3">必須</td> <td>粒度(2.36mmフルイ)</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> <td rowspan="3">事前審査</td> <td rowspan="3">プラントの自主管理(注)</td> </tr> <tr> <td>粒度(75μmフルイ)</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>アスファルト量抽出粒度分析試験</td> <td>舗装調査・試験法便覧</td> </tr> <tr> <td>温度測定(アスファルト・骨材・混合物)</td> <td>温度計による</td> <td rowspan="2">事前審査</td> <td rowspan="2">認定書の提出</td> </tr> <tr> <td>配合試験 基準密度の決定</td> <td>「島根県公共工事共通仕様書」による</td> </tr> </tbody> </table> <p>注)関係資料の提出の必要はない。ただし、監督職員が必要(品質に疑問が生じた場合等)と判断した場合は、指示により「プラントの自主管理データ」の提出を求めることができるものとする。</p> <p>追-1 プライムコートの散布量は、1.2L/㎡とする。</p> <p>追-2 タックコートの散布量は、0.4L/㎡とする。</p>	工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考	アスファルト舗装	材料	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準」による	事前審査	認定書の提出	その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準」による	事前審査	認定書の提出	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理(注)	粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧	アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧	温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	事前審査	認定書の提出	配合試験 基準密度の決定	「島根県公共工事共通仕様書」による
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	試験基準	備考																																			
アスファルト舗装	材料	必須	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準」による	事前審査	認定書の提出																																			
		その他	「土木工事施工管理基準」の全項目	「土木工事施工管理基準」による	事前審査	認定書の提出																																			
	プラント	必須	粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧	事前審査	プラントの自主管理(注)																																			
			粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧																																					
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧																																					
温度測定(アスファルト・骨材・混合物)	温度計による	事前審査	認定書の提出																																						
配合試験 基準密度の決定	「島根県公共工事共通仕様書」による																																								